

農家経営安定資金【平成28年度災害特別資金】の融通について

平成28年5月30日

平成28年4月12日の凍霜害により被害を受けた農業者等の農業経営の維持安定を支援するため、農家経営安定資金（小災害資金）に「平成28年度災害特別資金」を創設し、融資機関と連携して低利の資金融通を行うことといたしましたのでお知らせします。

《貸付対象者》

平成28年4月12日の凍霜害により被害を受けた農業者等

《貸付対象経費》

貸付対象者が、営農のために必要とする運転資金

《貸付限度額》

300万円以内

《貸付利率》

0.1%以内

※ 県が、融資機関に対し利率の一部を助成することで、融資機関には0.1%以内の貸付利率を設定していただきます。

※ 農協取扱についてはJAグループ福島からの助成も加わり無利子となります。

《償還期限》

5年以内（据置期間1年以内）

《償還方法》

元金均等年賦償還又は一括償還

《担保及び保証》

福島県農業信用基金協会の保証を利用することができます。

※福島県農業信用基金協会の保証条件

- 1) 保証料率 年0.29%
- 2) 保証割合 100%
- 3) 担保・保証人

他の基金協会保証付無担保資金（農業資金）と合わせて個人1,000万円（認定農業者は1,500万円）、団体・法人1,200万円（認定農業者の法人は1,700万円）の範囲内で

- ・個人：原則無担保・無保証人
- ・任意団体：任意団体と構成員全員の連帯債務により無担保・無保証人
- ・法人：代表者個人連帯保証により無担保

《融資機関への申込期限》

平成29年3月10日（金）まで

《取扱融資機関》

県内各農協、東邦銀行、福島銀行、大東銀行、
福島・二本松・郡山・須賀川・会津の各信用金庫

～取扱開始日～

平成28年5月31日以降、準備の整った融資機関から順次申込み受付を開始いたします。

問い合わせ先

農林水産部農業経済課 担当 後藤（024-521-7346 内線3186）